

# 令和5年度青森支部事業計画の実施状況について

---

# 目次

## 1. 青森支部事業概況(基礎データ)

- (1) 適用関係の推移……………3
- (2) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移……………4

## 2. KPI達成状況

- (1) 保険者機能の類型……………6
- (2) 令和5年度青森支部事業計画KPI達成状況……………7

## 3. 基盤的保険者機能関係

- (1) 健全な財政運営……………10
- (2) サービス水準の向上……………11
- (3) 限度額適用認定証の利用促進……………12
- (4) 現金給付の適正化の推進……………13
- (5) 効果的なレセプト点検の推進……………14
- (6) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化……………15
- (7) 債権管理回収業務の推進……………16
- (8) 被扶養者資格の再確認の徹底……………17
- (9) 業務改革の推進……………18

## 4. 戦略的保険者機能関係

- (1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施……………20
  - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率向上……………22
  - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上……………27
  - iii) 重症化予防対策の推進……………29
  - iv) コラボヘルスの推進……………31
- (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進……………33
- (3) ジェネリック医薬品の使用促進……………35
- (4) インセンティブ制度の着実な実施……………37
- (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信……………38
- (6) 調査研究の推進……………39

## 5. 組織・運営体制関係

- (1) 人事・組織に関する取組
  - i) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置……………41
  - ii) 人事評価制度の適正な運用……………41
  - iii) OJTを中心とした人材育成……………41
- (2) 内部統制に関する取組
  - i) リスク管理……………42
  - ii) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底……………42
- (3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等……………43

# 1. 青森支部事業概況(基礎データ)

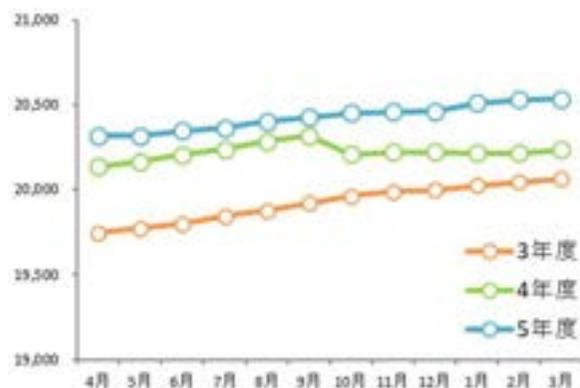
# 1. 青森支部事業概況(基礎データ)

## (1) 適用関係の推移

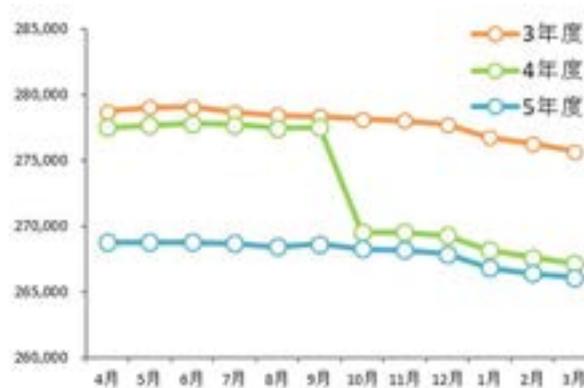
- ・事業所数は前年度に比べて増加傾向で推移していますが、加入者数(被保険者数、被扶養者数)は減少傾向で推移しています。
- ・平均標準報酬月額額は前年度に比べて増加傾向で推移しています。

	事業所数(件)		加入者数(人)		被保険者数(人)		被扶養者数(人)		平均標準報酬月額(円)	
		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)
令和3年度平均	19,921	1.9	437,800	▲ 1.1	277,912	▲ 0.4	159,889	▲ 2.4	247,035	1.1
令和4年度平均	20,223	1.5	426,220	▲ 2.6	273,095	▲ 1.7	153,125	▲ 4.2	252,361	2.2
令和5年度平均	20,427	1.0	412,994	▲ 3.1	267,985	▲ 1.9	145,009	▲ 5.3	257,688	2.1
令和5年 4月	20,319	2.0	415,918	▲ 4.2	268,762	▲ 3.1	147,156	▲ 2.5	254,836	2.6
5月	20,316	2.0	414,796	▲ 4.3	268,775	▲ 3.2	146,021	▲ 2.8	254,723	2.6
6月	20,346	2.1	414,420	▲ 4.3	268,794	▲ 3.2	145,626	▲ 3.0	254,490	2.5
7月	20,364	2.0	414,018	▲ 4.3	268,676	▲ 3.3	145,342	▲ 3.1	255,201	2.5
8月	20,402	2.0	413,775	▲ 4.3	268,453	▲ 3.3	145,322	▲ 3.1	255,873	2.6
9月	20,425	0.5	413,891	▲ 4.3	268,664	▲ 3.2	145,227	▲ 6.2	259,274	2.5
10月	20,453	1.2	413,225	▲ 2.0	268,253	▲ 0.5	144,972	▲ 4.6	259,353	1.6
11月	20,459	1.2	412,897	▲ 2.0	268,195	▲ 0.5	144,702	▲ 4.5	259,339	1.6
12月	20,461	1.2	412,400	▲ 1.9	267,891	▲ 0.5	144,509	▲ 4.4	259,355	1.7
1月	20,511	1.5	411,034	▲ 1.9	266,844	▲ 0.5	144,190	▲ 4.4	259,733	1.7
2月	20,531	1.6	410,153	▲ 1.8	266,394	▲ 0.5	143,759	▲ 4.2	260,033	1.7
3月	20,533	1.5	409,397	▲ 1.8	266,120	▲ 0.4	143,277	▲ 4.4	260,048	1.7

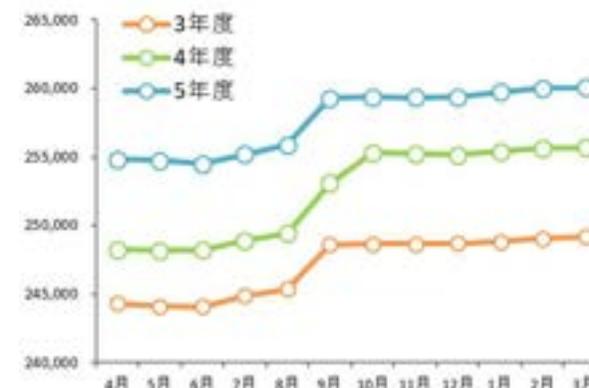
事業所数(件)



被保険者数(人)



平均標準報酬月額(円)



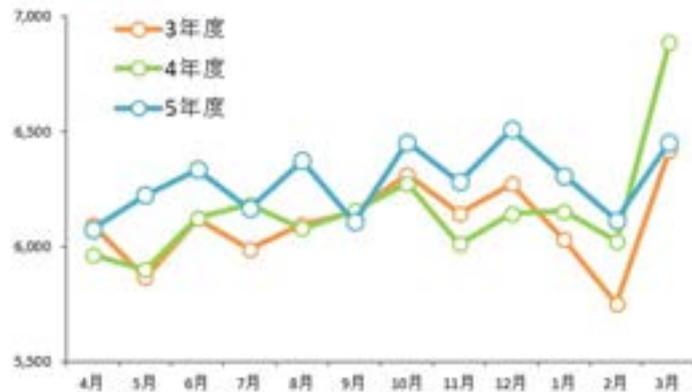
# 1. 青森支部事業概況(基礎データ)

## (2) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移

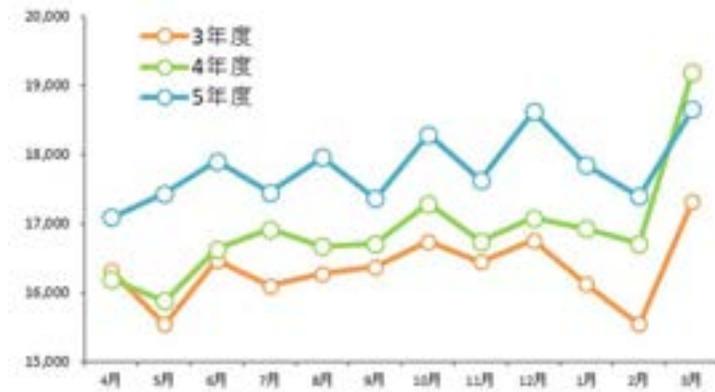
・保険給付費と加入者1人当たり医療費は増加傾向にあります。

	保険給付費 (百万円)		加入者1人当たり医療費(円)		入院		入院外(調剤含む)		歯科	
		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)
令和3年度平均	6,104	4.8	16,335	6.0	4,525	6.1	10,062	6.9	1,589	1.0
令和4年度平均	6,159	0.9	16,915	3.5	4,484	▲ 0.9	10,692	6.3	1,585	▲ 0.3
令和5年度平均	6,284	2.0	17,807	5.3	4,680	4.4	11,333	6.0	1,626	2.6
令和5年 4月	6,078	1.9	17,093	5.5	4,773	18.3	10,502	0.5	1,643	4.6
5月	6,223	5.5	17,437	9.8	4,846	9.6	10,853	10.2	1,569	6.8
6月	6,334	3.4	17,907	7.7	4,541	6.1	11,474	9.2	1,720	1.6
7月	6,165	▲ 0.3	17,454	3.1	4,584	1.4	11,016	3.8	1,682	2.9
8月	6,375	4.9	17,963	7.7	4,544	10.0	11,727	8.1	1,531	▲ 0.8
9月	6,107	▲ 0.8	17,365	3.9	4,305	0.1	11,320	5.7	1,585	1.7
10月	6,455	2.9	18,294	5.8	5,014	1.9	11,438	8.0	1,669	2.8
11月	6,282	4.5	17,633	5.3	4,463	7.4	11,403	4.8	1,605	3.2
12月	6,510	5.9	18,624	9.0	4,547	10.8	12,253	8.9	1,664	5.6
1月	6,309	2.5	17,851	5.5	5,024	5.3	11,128	5.6	1,529	4.0
2月	6,114	1.5	17,399	4.1	4,679	▲ 5.0	10,972	8.4	1,576	4.5
3月	6,454	▲ 6.3	18,661	▲ 2.8	4,835	▲ 7.8	11,906	▲ 0.4	1,738	▲ 4.2

保険給付費(百万円)



加入者1人当たり医療費(円)



## 2. KPI達成状況

## 2. KPI達成状況

### (1) 保険者機能の類型

#### 保険者機能強化アクションプラン(第5期)

保険者機能強化アクションプラン(第5期)では、保険者機能について主に以下の三つの類型に大別し、目的・目標を整理しています。

保険者機能の類型	目的・目標
基盤的保険者機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険者の基本的な役割であるとして、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。</li><li>・あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。</li><li>・また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。</li></ul>
戦略的保険者機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。</li><li>・具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。</li><li>・また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。</li></ul>
組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。</li></ul>

## 2. KPI達成状況

### (2) 令和5年度青森支部事業計画KPI達成状況

青字：達成 10

赤字：未達成 9

KPI 設定項目	青森支部 KPI	令和5年度実績		令和4年度末実績
			全国平均	
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>				
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	99.9%	100%
現金給付等の申請に係る郵送化率	96.0%以上	94.6%	95.6%	94.9%
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合	0.39%以下	0.35%	0.83%	0.39%
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.354%以上	0.406%	0.423%	0.354%
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	5,780円以上	5,209円	8,472円	5,780円
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	93.29%以上	90.47%	82.10%	93.29%
返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	83.07%以上	84.30%	53.29%	83.07%
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	95.9%以上	95.5%	89.1%	95.3%

## 2. KPI達成状況

### (2) 令和5年度青森支部事業計画KPI達成状況

KPI 設定項目	青森支部 KPI	令和5年度 実績	全国平均	令和4年度末実績
<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>				
生活習慣病予防健診実施率	65.0%以上	<b>63.2%</b>	57.7%	63.2%
事業者健診データ取得率	11.8%以上	<b>11.8%</b>	7.1%	12.7%
被扶養者の特定健診受診率	33.6%以上	<b>28.2%</b>	28.3%	28.2%
被保険者の特定保健指導実施率	37.8%以上	<b>28.7%</b>	19.8%	22.3%
被扶養者の特定保健指導実施率	24.2%以上	<b>15.2%</b>	15.6%	9.6%
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	13.1%以上	<b>9.6%</b>	9.2%	9.1%
健康宣言事業所数	1,730事業所以上	<b>1,880事業所</b>	全国合計 94,740事業所	1,962事業所
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	51.8%以上	<b>52.6%</b>	52.6%	53.28%
ジェネリック医薬品使用割合	83.6%以上	<b>85.3%</b>	83.6%	83.6%
医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	<b>実施</b>	41支部	実施
<b>3. 組織・運営体制関係</b>				
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	<b>0%</b>	9.9%	0%

### 3. 基盤的保險者機能關係

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (1) 健全な財政運営

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li><li>② 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li><li>③ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 7月開催の評議会において、令和4年度決算を説明。その後、10月と1月開催の評議会において、令和6年度から5年間の収支見通しを示し、協会の保険財政は依然として中長期的に楽観視できない状況であることを説明した上で、令和6年度保険料率の決定に向けた議論を行った。</li><li>② 令和4年度決算の状況と楽観視できない今後の見通し等について、7月配信のメールマガジンや9月送付の納入告知書同封チラシ等を通じて、情報発信を行った。また、令和6年度保険料率の決定後は、料率変更のお知らせに加え、健康づくりサイクルの取組を進めていくための保健事業の充実策(生活習慣病予防健診等の自己負担軽減など)について、2月送付の納入告知書同封チラシや3月掲載の新聞広告、商工団体の会報誌等を通じて、情報発信を行った。</li><li>③ 医療審議会医療法人部会や地域医療構想調整会議(津軽地域、下北地域)において、保険者としての立場からの意見発信を行った。また、第4期医療費適正化計画策定においては、11月の医療費適正化計画に係る懇話会、12月の保険者協議会調査検討部会、3月の保険者協議会で保険者として積極的に意見発信を行った。</li></ul> <p>➤ 「4. 戦略的保険者機能関係」の「(5)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信」を参照。(P38)</p>

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (2) サービス水準の向上

##### KPI

(※サービススタンダード: 傷病手当金等の給付金について、受付から振込までを10営業日以内に完了する。)

- ㊦ サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- ㊧ 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%
現金給付等の申請に係る郵送化率	96.0%以上	94.6%	94.9%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。</li> <li>② 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制(受電体制及び窓口体制)の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。</li> <li>③ お客様満足度調査やお客様の声など加入者・事業主の意見等を踏まえた的確な対応に努め、お客様サービスの向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日次(朝・夕)のミーティングにおいて、管理者が審査者と受付件数や処理可能件数、処理済み件数等を共有し、指示を出すなど処理遅延が発生しないように進捗管理を徹底した。</li> <li>② 健康保険委員が在籍している県内の事業所(8月:233事業所、3月:381事業所)に任意継続資格取得申出書・パンフレット・返信用封筒等を送付し、郵送での申請を案内した。また、本部主催の電話対応研修(7月、8月、9月、3月)に職員が参加し、支部内で伝達することにより、相談体制の標準化を進め、お客様満足度の向上を図った。</li> <li>③ 毎日の朝礼での「電話対応の心がけ」の唱和と、お客様アンケート・お客様満足度調査の結果から抽出された改善課題に注力した唱和や、上長による電話対応状況のモニタリングなど各種取組を行った。</li> </ul>

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (3) 限度額適用認定証の利用促進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き医療機関及び市町村窓口にてリーフレットと一体になった申請書の設置依頼を文書や電話などで実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書の送付を希望する医療機関に対し、随時、申請書を送付した。</li><li>限度額適用認定証を使用していれば、高額療養費の申請が不要であった加入者様を対象に、毎月、制度周知のチラシ及び限度額適用認定申請書を郵送し、次回以降の利用を勧奨した(通年で146件)。</li><li>窓口での申請書設置にご協力をいただいている青森市に利用状況を確認し、6月に追加で申請書を送付した。</li><li>6月号のメールマガジンにより、利用促進の広報を行った。</li><li>8月に青森市内の295医療機関に対し申請書を送付し、会計窓口等での設置及び患者様への配付の協力依頼を行った。</li><li>国の方針に基づき、11月からはマイナ保険証の利用促進に向けた取組にシフト。限度額適用認定申請書の送付希望者に対し、マイナ保険証の利用勧奨チラシも同封するなど、マイナ保険証への切替えを促した。<ul style="list-style-type: none"><li>オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口で、患者様がマイナ保険証を提示する際、「限度額情報の表示」に同意いただくことで、限度額適用認定証の申請(事前作成)が不要となる。</li></ul></li><li>3月に健康保険委員が在籍する県内381事業所に任意継続の案内セットを送付した際に、マイナ保険証の利用勧奨チラシも同封し、周知を図った。</li></ul>

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (4) 現金給付の適正化の推進

##### KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
柔道整復施術療養費申請割合	0.39%以下	0.35%	0.39%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>③ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、事業主への立入検査など厳正に対応する。</li> <li>④ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する(いわゆる「部位ころがし」)過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</li> <li>⑤ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新業務システム等に関する学習会等を毎月開催しながら、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図った。</li> <li>② システムから抽出されるデータリストを担当者及び管理者が毎月確認し、対象者への返還請求を行った。</li> <li>③ 保険給付適正化PT会議を毎月開催し、海外出産に係る出産育児一時金の審査状況や多受診者への対応等について協議した。また、傷病手当金に係る不正疑義事案について対応を協議し、11月には事業主への立入検査を1件実施したが、不正は認められなかった。</li> <li>④ 毎月開催する柔整審査会とも連携しながら、患者への文書照会を毎月実施した(通年で2,388件)。また、3月から6月にかけて、若年層の患者及び1年に10月以上の施術のある患者(約3,000名)にターゲットを絞り、接骨院・整骨院のかかり方や柔整療養費制度への理解を高めることを目的に、漫画を取り入れた啓発リーフレット等を送付した。</li> <li>⑤ 厚生局に情報提供する事案は発生しなかった。</li> </ul>

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (5) 効果的なレセプト点検の推進

##### KPI

(※査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額)

- ㊦ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について、対前年度以上とする。
- ① 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
レセプト点検の査定率	0.354%以上	0.406%	0.354%
再審査レセプト1件当たりの査定額	5,780円以上	5,209円	5,780円

##### 事業計画(具体的施策等)

- ① 医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容の各点検を実施し、診療報酬が正しく請求されているか確認する。
- ② レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを有効に活用し、協会のノウハウを最大限に活かした効果的なレセプト点検を推進する。
- ③ 支部策定の「レセプト点検員育成計画書」に基づく内容点検の質的向上や、高額査定事例の収集・共有化を図り、高点数レセプトを優先したスケジュールで、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額向上に取り組む。

##### 実施状況

- ① 資格・外傷・内容の各点検の確認・照会を確実に行うとともに、保険給付対象外の案件を全件調定した。
- ② 厚生労働省通知や自支部・他支部の査定事例を検証し、有効な事例の自動点検のシステム登録を積極的に行った。
- ③ 毎月の勉強会等を開催して 全体のスキルアップを図り、手術や検査等の高点数レセプトを優先した点検を行い、査定額向上に努めた。  
8月に大阪支部の研修にWebで参加、10月(対面)及び2月(Web)には外部委託による研修を実施した。

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (6) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

##### KPI

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
保険証回収率	93.29%以上	90.47%	93.29%

##### 事業計画(具体的施策等)

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を徹底する。
- ② 保険証の未回収の多い事業所に対し、文書や電話、訪問により、資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を依頼する。
- ③ 資格喪失時の保険証回収について、リーフレット等で広報するほか、届の提出先である年金事務所に対し、定期的に保険証回収の協力依頼を行う。

##### 実施状況

- ① 保険証返納の一次催告を日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内に、二次催告を一次催告後10営業日以内に、確実に実施した。また、連絡先電話番号判明者に対し電話催告を全件実施した。
- ② 本部から提供されたデータを活用し、9月に35社、2月に31社に対し、退職時における保険証返却の徹底について文書で協力依頼した。
- ③ 事業所に対するリーフレット送付や、メールマガジン等による周知のほか、8月及び3月に年金事務所を訪問し、事業主等に対する被保険者資格喪失届・被扶養者異動届を提出する際の保険証回収の徹底、遡及して喪失する場合の医療費の返還についての周知等を依頼した。

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (7) 債権管理回収業務の推進

##### KPI

返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
返納金債権の回収率	83.07%以上	84.30%	83.07%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文書や電話、訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を積極的に活用するとともに、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、債権の早期回収及び回収率の向上を図る。</li> <li>② 資格喪失後受診の返納金債権について、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、確実な債権回収を図る。</li> <li>③ 交通事故等の損害賠償金債権について、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</li> <li>④ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案において、漏れなく適正に請求する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発生した債権は全件調定し、速やかに納付書を送付した。更に納付期限1か月経過時点の全未納者に対する初回文書催告、長期未納者に対する弁護士名催告、法的手続き(支払督促)1件を実施した。</li> <li>② 納付書送付時に保険者間調整のチラシを同封するとともに、高額債務者に対する制度説明や、申請書類未提出者に対する戸別訪問等、利用勧奨を積極的に行った。</li> <li>③ 損害保険会社等への連絡を密にし、定期調定を確実に行った。</li> <li>④ 加害者直接求償案件を漏れなく迅速に行った。</li> </ul>

### 3. 基盤的保険者機能関係

#### (8) 被扶養者資格の再確認の徹底

##### KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.9%以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
被扶養者状況確認書提出率	95.9%以上	95.5%	95.3%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>② 未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月に青森県社会保険労務士会を訪問し、協力要請を行うとともに、県内の社会保険労務士に対し、協力要請の文書を送付した。</li> <li>・ 9月から12月にかけて、納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報を行い、事業への協力を事業主等に呼び掛けた。</li> <li>・ 10月下旬から11月上旬にかけて、被扶養者状況リスト等を事業所及び事業所から委託を受けている社会保険労務士に発送した(提出期限は、12月8日)。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未提出事業所に対しては、本部から圧着はがきによる提出勧奨を行った後、それでも未提出の事業所に対しては、支部からも文書勧奨(2月:1186件、3月:356件)及び電話勧奨(3月:473件)を行い、回収に努めた。</li> <li>② 未送達事業所については、日本年金機構に納入告知書等の別送先住所を照会し確認するなど所在地調査を行い、送達に努めた。</li> </ul>

# 3. 基盤的保険者機能関係

## (9) 業務改革の推進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>① 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li><li>② 職員の意識改革を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li><li>③ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。</li><li>④ 新業務システム(令和5年1月に導入)の効果を最大化するため、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制の整備を推進する。</li></ul>	<p>①～④を総合的に推進していくため、以下の各種取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 新業務システムに関する学習会や打合せ等を毎月開催しながら、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図った。</li><li>• 管理職による職員との面談を行い、課題の共有や意識改革を図った。</li><li>• ジョブローテーションを随時行い、契約職員も含め、多能化を図った。</li><li>• 業務改革の進捗状況や職員の育成状況等を支部内で共有し、更なる生産性の向上や職員の多能化、最適な事務処理体制の整備を図るため、報告会を毎月開催し、支部長等から意見を伺った。</li><li>• 本部主催の電話対応研修(7月、8月、9月、3月)に職員が参加し、支部内で伝達することにより、相談体制の標準化を進めた。</li><li>• 職員の他支部への訪問見学、また、人事異動により青森支部に赴任した管理職の前支部での取組状況等を参考に、事務処理体制や相談体制の見直しを図った。</li></ul>

## 4. 戰略的保險者機能關係

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を、計画前半の評価(中間評価)を踏まえ、着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p>なお、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</p> <p><b>【上位目標】</b></p> <p>脳血管疾患、心疾患、糖尿病の入院医療費に占める割合を1.5%引き下げる。</p>	<p><b>【第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組例】</b></p> <p>(1)喫煙対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>パイロット事業としてトラック協会・青森市(保健所)と連携した喫煙対策支援事業を開始(青森市内のトラック運送業54社を対象に、喫煙対策として社内ポスター掲示及び従業員へのチラシ配布を6か月間実施。あわせて青森市保健所による訪問介入による指導を行う。)</li><li>集団学習(Web開催)を計画し、その中で禁煙に関する情報提供も実施・・・5件実施</li><li>国立がん研究センターのWebによる事業主、担当者への喫煙対策支援に参画・・・令和4年度から開始した2事業所は令和5年度10月で終了</li><li>支部ホームページの「広報」及び「健康づくり」のカテゴリー内に受動喫煙対策を含む広報記事を記載</li></ul> <p>(2)高血圧・糖尿病重症化予防対策の推進</p> <p>未治療者に対する受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none"><li>本部における一次勧奨の概ね1か月後に未受診者を抽出し、受診勧奨文書を事業所へ発送するとともに、二次勧奨対象者に電話で勧奨を実施(外部委託)・・・文書5,432件、電話1,014件</li><li>未治療者の個別指導(事業所訪問)の実施・・・1,218件</li><li>個別指導後の未治療者を受診までフォロー(電話等)・・・846件</li><li>3市医師会(青森・八戸・弘前)と糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施について連携協定・・・医療機関への紹介1件</li></ul>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p><b>【中位目標】</b></p> <p>喫煙対策を柱とした事業を展開し、生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 習慣的に喫煙する者を5%減少させる。</li><li>② Ⅲ度高血圧(180/110mmHg以上)の者を2割減少させる。</li><li>③ 空腹時血糖160mg/dl(HbA1c 8.4%)以上の者を2割減少させる。</li></ul> <p><b>【下位目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 禁煙に取り組む人及び受動喫煙対策に取り組む事業所を増やす。</li><li>② Ⅲ度高血圧(180/110mmHg以上)の未治療者を減らす。</li><li>③ 空腹時血糖160mg/dl(HbA1c 8.4%)以上の未治療者を減らす。</li></ul>	<p><b>【中位目標の達成状況】</b>…(各種数値は前回評議会より変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 習慣的に喫煙する者を5%減少させる。 平成28年度 39.6% → 〈最終目標〉令和3年度 34.6% 令和3年度 36.0%…目標を下回る</li><li>② Ⅲ度高血圧(180/110mmHg以上)の者を2割減少させる。 平成28年度 0.96% → 〈最終目標〉令和3年度 0.76% 令和3年度 0.78%…概ね目標どおり</li><li>③ 空腹時血糖160mg/dl(HbA1c 8.4%)以上の者を2割減少させる。 平成28年度 0.98% → 〈最終目標〉令和3年度 0.78% 令和3年度 0.73%…目標達成</li></ul> <p><b>【対策等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 喫煙対策 令和5年度よりパイロット事業としてトラック協会・青森市(保健所)と連携した喫煙対策支援事業を実施。</li><li>・ 未治療者への受診勧奨 令和4年度より外部委託による文書及び電話勧奨を開始し、令和5年度も継続して実施。</li></ul>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1)- i ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率向上

### KPI

- ㊦生活習慣病予防健診実施率を65.0%以上とする。
- ㊧事業者健診データ取得率を11.8%以上とする。
- ㊨被扶養者の特定健診実施率を33.6%以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
生活習慣病予防健診実施率	65.0%以上	63.2%	63.2%
事業者健診データ取得率	11.8%以上	11.8%	12.7%
特定健診受診率	33.6%以上	28.2%	28.2%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約健診機関の少ない地域等において、被保険者及び被扶養者を対象とした集合バス健診(検診車による出張健診)を実施する。</li> <li>② 健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨(事業者健診データの取得)を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 集合バス健診の実施              8月 六ヶ所:被保険者31人、被扶養者2人              1月 むつ:被保険者63人、被扶養者24人              2月 五所川原:被保険者60人、被扶養者21人              弘前:被保険者36人、被扶養者28人              青森:被保険者31人、被扶養者25人              八戸:被保険者33人、被扶養者32人</li> <li>② 事業者健診データの取得勧奨業務において、以前から所得率の低い社会福祉法人を対象とするほか、健診・保健指導カルテにおける各種通知を参考に対象事業所を選定し、外部委託による勧奨を実施。</li> </ul>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1)- i ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>③ 生活習慣病予防健診の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨の取組を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>④ 事業者健診データの取得率向上に向けて、受診率の低い事業所に対して労働局との連名による提供依頼文書を送付し、更に外部委託により電話等による提供依頼を実施する。</p> <p>⑤ 被扶養者の特定健診実施率向上に向けて、未受診者に対してナッジ理論やGISを活用し、効果的な受診勧奨を実施する。また、事業主に協力を依頼し、被保険者を通じて事業主との連名による受診勧奨を実施する。</p> <p>⑥ 次年度40歳到達者(特定健診デビュー年齢対象者)に対する特定健診受診勧奨を実施する。</p> <p>⑦ ショッピングセンター等における「まちかど健診」(特定健診)を実施する。</p>	<p>③ バス協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー協会に対して個別に情報提供し、各会員への周知や広報誌への掲載を依頼。(6月)</p> <p>④ 受診率の低い2,500事業所に対して、労働局との連名による提供依頼文書を送付(9月) 提供勧奨を外部委託により開始(10月) ・同意書勧奨(文書及び電話) 800件 ・健診勧奨(文書及び電話) 303件</p> <p>⑤ 宣言事業所のうち、被扶養者の特定健診受診率の低い事業所に協力を依頼し、事業主と連名の特定健診受診勧奨チラシを被保険者を通じて配付・・・107事業所のうち、59事業所が承諾。(約1,373名の被扶養者様に配付)(9月) GISを活用した特定健診受診勧奨の実施(2月) 案内12,000件</p> <p>⑥ 次年度40歳到達の被扶養者に勧奨を実施(2月) 案内755件</p> <p>⑦ まちかど健診の実施(11月～12月) 案内39,660件(31回) 受診計 2,566件</p> <p>◇ 健診推進経費を活用した健診事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診・・・7健診機関と契約締結 通年の施策:1機関が目標達成し、167,090円の支払い 閑散期の施策:2機関が目標達成し、176,220円の支払い</li> <li>事業者健診結果の早期提供・・・4健診機関と契約締結 1機関が目標達成し380,160円の支払い</li> <li>協会けんぽ主催の集団健診(被扶養者)・・・5健診機関と契約締結 目標達成機関なし</li> </ul>

# 被保険者 生活習慣病予防健診受診者数

生活習慣病予防健診 KPI 65.0%以上(実施見込者数:122,430人/実施対象者数:188,438人)



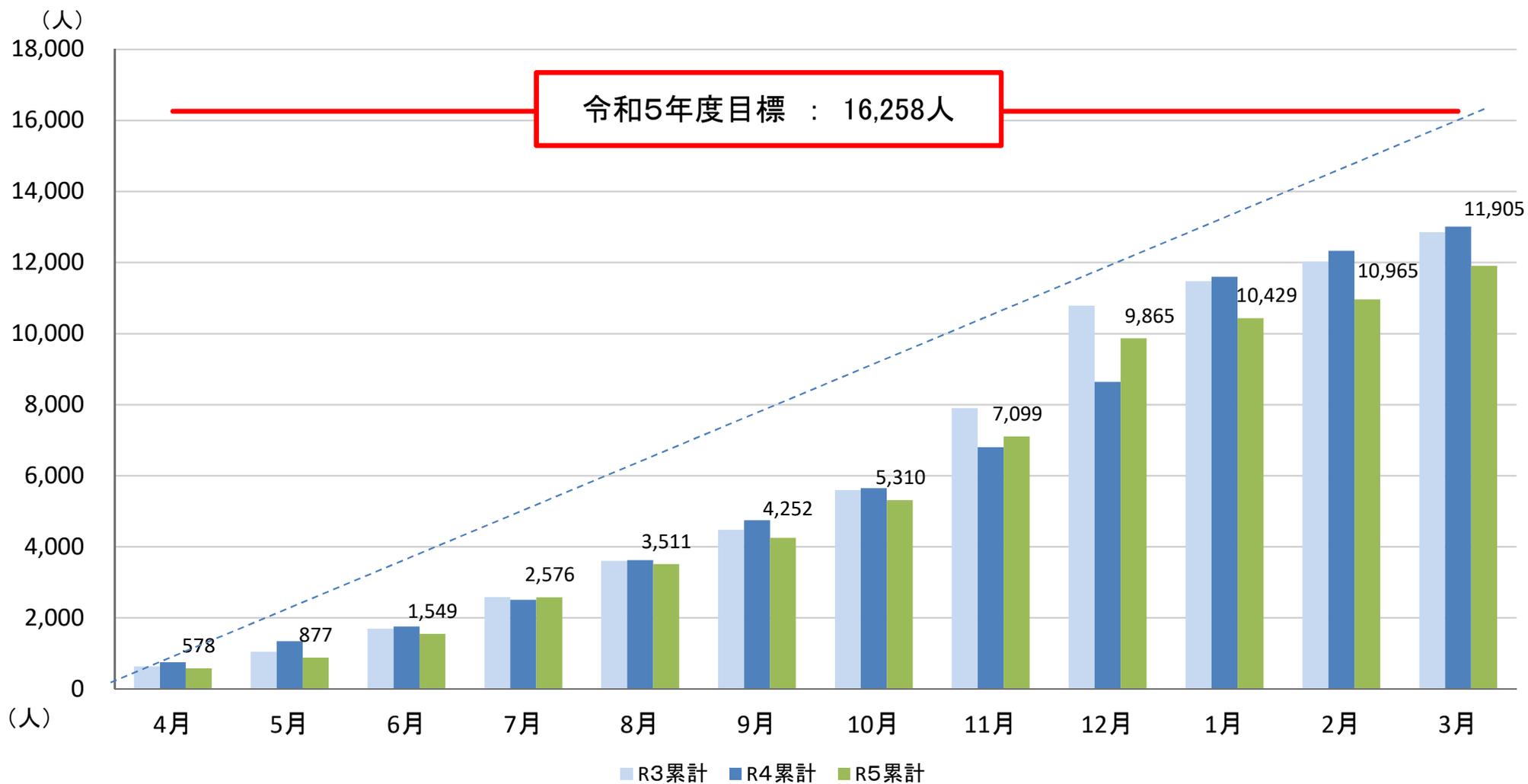
# 事業者健診データ取得数

事業者健診データ KPI 11.8%以上(実施見込者数:22,328人/実施対象者数:188,438人)



# 被扶養者 特定健診受診者数

特定健康診査 KPI 33.6%以上(実施見込者数:16,258人/実施対象者数:48,459人)



# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1)– ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

### KPI

- ㊦被保険者の特定保健指導の実施率を37.8%以上とする。
- ㊧被扶養者の特定保健指導の実施率を24.2%以上とする

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
被保険者特定保健指導実施率	37.8%以上	28.7%	22.3%
被扶養者特定保健指導実施率	24.2%以上	15.2%	9.6%

### 事業計画(具体的施策等)

- ① 健診機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ② ICTを活用した遠隔での初回面談の利用拡大を図る。特に、特定保健指導の実施率が低い業態には積極的に勧奨を行う。
- ③ 好事例、効果、体験談等をまとめたチラシを活用し、特定保健指導利用勧奨を効果的に実施する。
- ④ 集合バス健診や、ショッピングセンター等における「まちかど健診」の当日に保健指導を実施する。

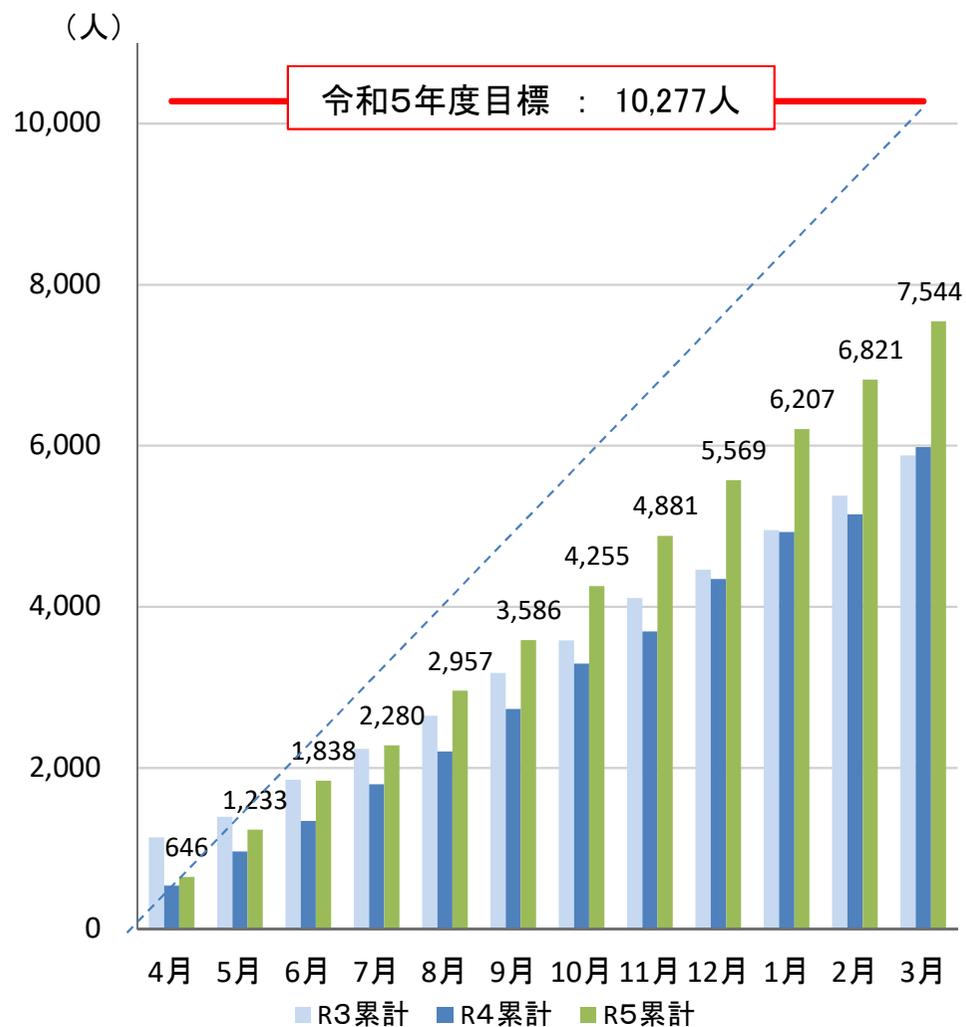
### 実施状況

- ① 健診当日の初回面談件数を拡大していただきたい健診機関について、支部が介入して健診当日の初回面談の方法等を指南・・・3健診機関に対して保健指導収益試算を提供し介入
- ② ICTを活用した初回面談の実施について、利用勧奨から特定保健指導の実施まで保健指導専門機関に委託  
遠隔面談による特定保健指導等の実施(事業所への勧奨を含む)  
委託:初回411件、評価233件
- ③ 好事例等のチラシについては、令和5年1月よりアウトソースによる全件通知に切り替えたことで、特定保健指導利用勧奨時の同封は不可
- ④ 集合バス健診・まちかど健診において健診当日の特定保健指導を実施  
集合バス・・・143人(被保険者27人名、被扶養者116人)

# 特定保健指導完了者数の推移

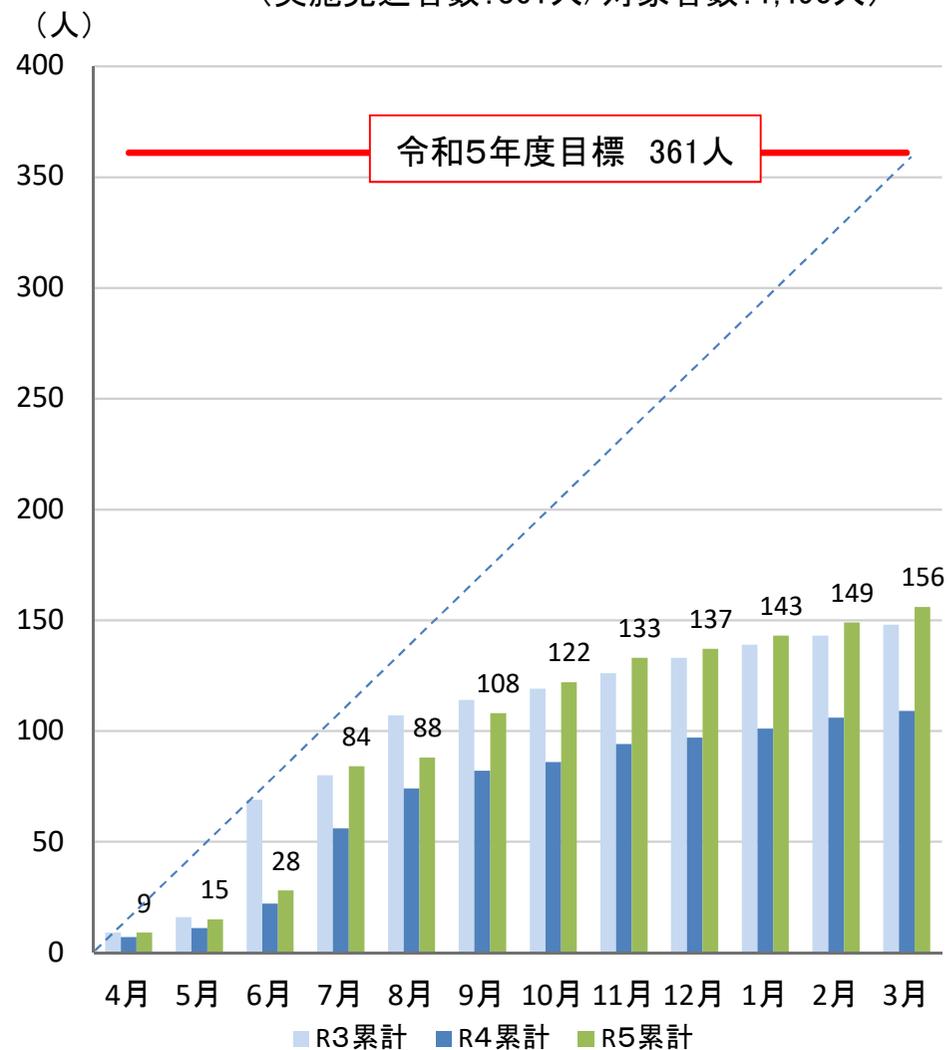
## 被保険者

特定保健健康指導 KPI 37.8%以上  
(実施見込者数:10,277人/対象者数:27,220人)



## 被扶養者

特定保健健康指導 KPI 24.2%以上  
(実施見込者数:361人/対象者数:1,490人)



# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1)-iii) 重症化予防対策の推進

### KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
医療機関を受診した者の割合	13.1%以上	9.6%	9.1%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>① 血圧値及び血糖値が重症域にある方で、本部からの受診勧奨後も医療機関への受診が確認できない方に対して、外部委託も活用しながら事業所を通じて受診勧奨(文書及び電話)を行う。</p> <p>② 血圧、代謝のリスク保有割合が高い業態への対策として、関係団体との関係を構築し、連携して周知啓発活動や幹部等の事業所訪問による特定保健指導、受診勧奨の徹底を図る。</p> <p>③ 生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測等を情報提供し、生活習慣の改善や医療機関受診などの行動変容を促す。</p> <p>④ 糖尿病性腎症重症化予防のため、医師会との連携協定による重症化予防プログラムを実施する。</p>	<p>① 本部における一次勧奨の概ね1か月後に未受診者を抽出し、受診勧奨文書を事業所へ発送するとともに、二次勧奨対象者に電話で勧奨を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託・・・文書5,432件、電話1,014件</li> <li>未治療者の個別指導(事業所訪問)の実施・・・1,218件</li> <li>個別指導後の未治療者を受診までフォロー(電話等)・・・846件</li> </ul> <p>② バス協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー協会の各会員に対し情報提供を連携して実施 健康宣言事業所のうち、特定保健指導の利用が低い事業所へ幹部による訪問(8月:5件、9月:3件、11月:3件)</p> <p>③ メタボリックシンドロームの予防・解消のための生活習慣改善等通知およびアンケート送付(2月)・・・18,850件通知 アンケート回答576件</p> <p>④ 3市医師会(青森・八戸・弘前)と糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施について連携協定・・・医療機関への紹介1件</p>

# 協会における糖尿病重症化予防の概要

- ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る。
- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

糖尿病予備群

未治療者への受診勧奨

- 一次勧奨:本部が実施
- 二次勧奨:支部が実施

- 生活習慣病予防健診の結果をもとに、高血圧・高血糖で治療を受けていない者に対して医療機関への受診を勧奨

糖尿病発症

糖尿病性腎症発症と進展

糖尿病性腎症患者への重症化予防

支部が着手・実施

- 糖尿病性腎症患者に対してかかりつけ医と連携した保健指導等を実施

糖尿病性腎症による透析導入

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (1)- iv) コラボヘルスの推進

### KPI(支部独自設定)

健康宣言事業所数を1,730事業所以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
健康宣言事業所数	1,730事業所以上	1,880事業所	1,962事業所

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大・フォローアップの拡充により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。また、本部より示された健康宣言の取組の基本モデル等を踏まえ、支部で見直した宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツ(宣言項目として必ず盛り込む内容や事業所カルテに示すべき項目等を整理したもの)による健康宣言事業を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康宣言未実施事業所への外部委託による文書、支部職員 による訪問 勸奨</li> <li>② 健康宣言による事業所に対するインセンティブの充実および周知広報</li> <li>③ 健康宣言事業所への事業所健康度診断(事業所カルテ)の発行</li> <li>④ 健康教育などを通じた若年期からの新たなポピュレーションアプローチや、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策等についての検討</li> <li>⑤ 青森県歯科医師会との連携による事業所を通じた歯科健診事業の実施(青森県が実施する「健康経営認定制度」へのステップアップ支援)</li> <li>⑥ 青森県トラック協会及び青森市との連携による事業所を通じた喫煙対策モデル(パイロット事業)の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ⑥の事業を通じ、幹部職員および支部担当者が訪問時に健康宣言登録勸奨を実施した。(7月)</li> <li>② 健康宣言登録事業所に対し、健康情報誌「季節のけんこう」を配布した。(6月・9月・12月・3月)</li> <li>③ 健康宣言登録事業所に対し、事業所健康度診断(事業所カルテ)の発行および、「健康づくりに関する取組状況等についてのアンケート」を実施した。また、基本モデルについて周知した。(6月)</li> <li>④ 今年度は、産業保健総合支援センターと直接の連携は行えていないが、健康宣言事業所に対して、本部作成の産業保健総合支援センター、地域産業保健センターに関するチラシを送付し広報を行った。</li> <li>⑤ 青森県歯科医師会との連携による事業所を通じた歯科健診事業を実施し、健康宣言事業所及び令和4年度利用事業所へリーフレットを送付した。(5月2,061件送付)</li> <li>⑥ 喫煙対策として、事業所へ掲示用のチラシ、喫煙者本人に直接渡してもらうチラシにより6か月間(7~12月)にわたり情報提供を実施した。実施に当たって、幹部職員と支部担当者が事業の説明や協力要請のため直接訪問した。</li> </ul>

# 健康宣言に取り組む宣言企業数の推移（コラボヘルスの推進）

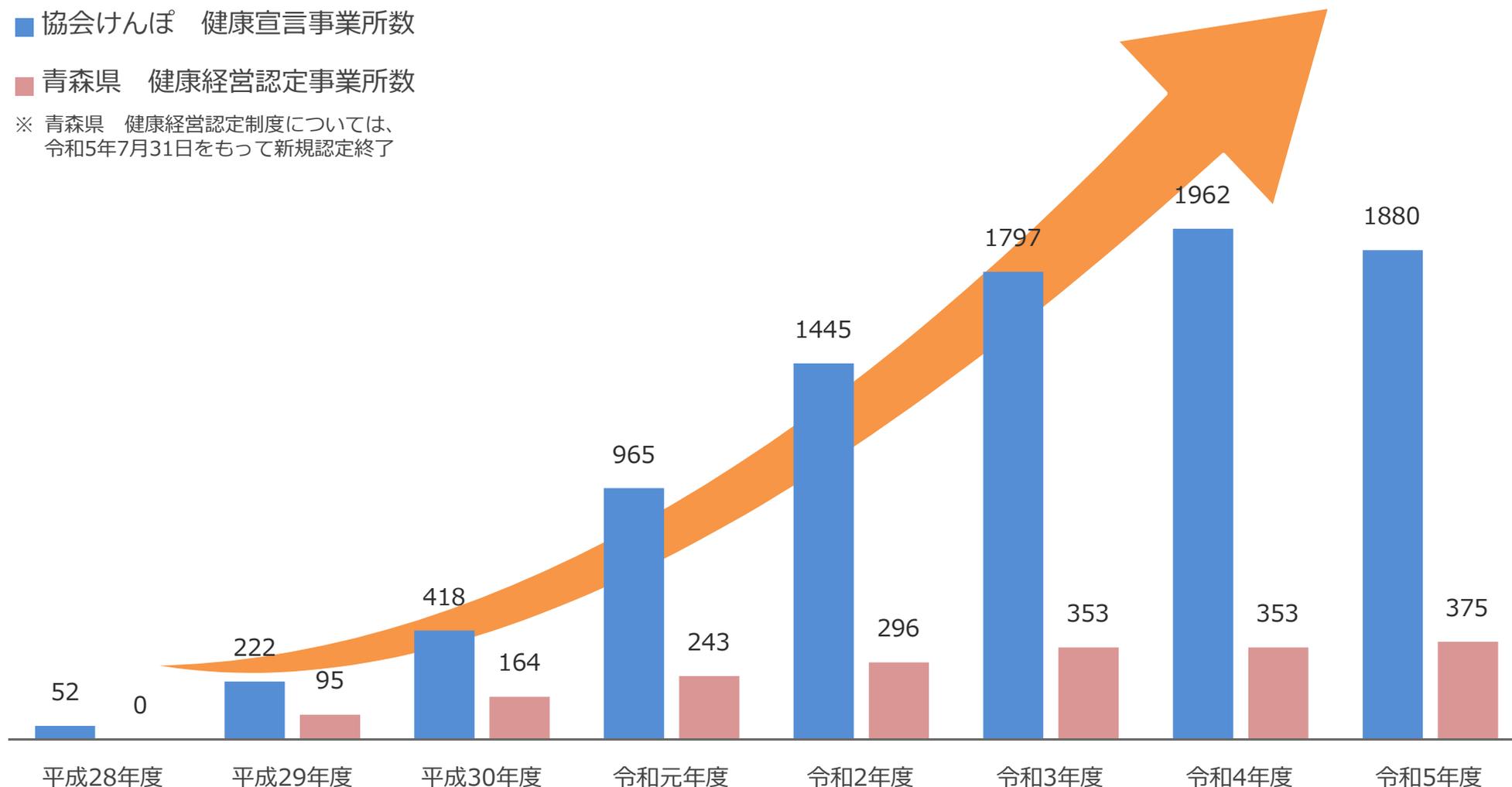
- 協会けんぽ青森支部において健康宣言事業を実施。青森県が実施する「健康経営認定制度」や経済団体、金融機関などと連携を図り、健康経営に取り組む企業を支援している。

令和6年3月末時点の健康宣言事業所数は1,880事業所。

■ 協会けんぽ 健康宣言事業所数

■ 青森県 健康経営認定事業所数

※ 青森県 健康経営認定制度については、令和5年7月31日をもって新規認定終了



# 4. 戦略的保険者機能関係

## (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

### KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
全被保険者数に占める健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合	51.8%以上	52.6%	53.28%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>① 支部ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシによるタイムリーな情報発信を毎月行うほか、新聞広告やWeb広告等も活用し、協会の事業や医療費分析結果等についての情報発信を行う。</p> <p>② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。</p>	<p>① 紙媒体及び電子媒体による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全事業所に対して毎月1回、納入告知書発送時にチラシを同封した。</li> <li>青森県社会保険協会が発行している広報誌「社会保険あおもり」へ健康保険に関する記事を掲載した。(偶数月)</li> <li>毎月10日頃に健康宣言事業に関する情報等、健康づくりに関する情報をメールマガジンで配信するとともに、ホームページでも随時更新した。</li> <li>健康宣言時にメールマガジン登録を推奨するなど、新規登録者募集に関する取組を推進した。</li> <li>青森県の生活習慣病リスクについて、特設サイトを開設し、8月から3月までWeb広告配信をした。</li> <li>東奥日報が新年度に特集する“各経済団体トップの「私の展望」”に支部長の記事(健康宣言事業、インセンティブ制度)を掲載した。(3月)</li> </ul> <p>② 自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青森市イエローグリーンキャンペーンに参加した。(5月)</li> <li>10月に八戸市で開催の健康パネル展に、11月に青森市で開催のあおもり健康寿命延伸フェアに出展した。</li> </ul>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</li> <li>④ 本部が作成した全支部共通のパンフレットや動画等の広報資材を積極的に活用した広報を行う。</li> <li>⑤ 健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。</li> <li>⑥ 健康保険委員表彰を実施する。</li> <li>⑦ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨を行う。</li> <li>⑧ 健康宣言の実施にあたり、健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 事業所への訪問時にチラシを持参し説明を行った。また、下期に開催した⑤の研修会及びWebセミナーにおいて、広報を実施した。</li> <li>④ 11月、1月、2月に全支部共通のパンフレットを活用した研修会を実施した。また、本部作成動画について周知用のチラシを作成し配布した。</li> <li>⑤ ④の研修に加え、2～3月に青森県薬剤師会と共同でジェネリックに関するWebセミナーを実施した。</li> <li>⑥ 11月に日本年金機構、青森県社会保険協会と共同で実施した。</li> <li>⑦ 日本年金機構の協力のもと新規適用事業所に対し、健康保険委員の勧奨を実施した。同様に、健康保険委員の委嘱時には、年金委員の勧奨文書を同封した。</li> <li>⑧ 健康宣言の質の向上を目的とし標準化への切替を優先したため、委託業者を活用した新規勧奨は実施しなかった。標準化に伴い、健康保険委員の登録を必須としたことで、これまで登録のなかった健康宣言事業所においても健康保険委員が着実に登録されている。</li> </ul>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (3) ジェネリック医薬品の使用促進

### KPI

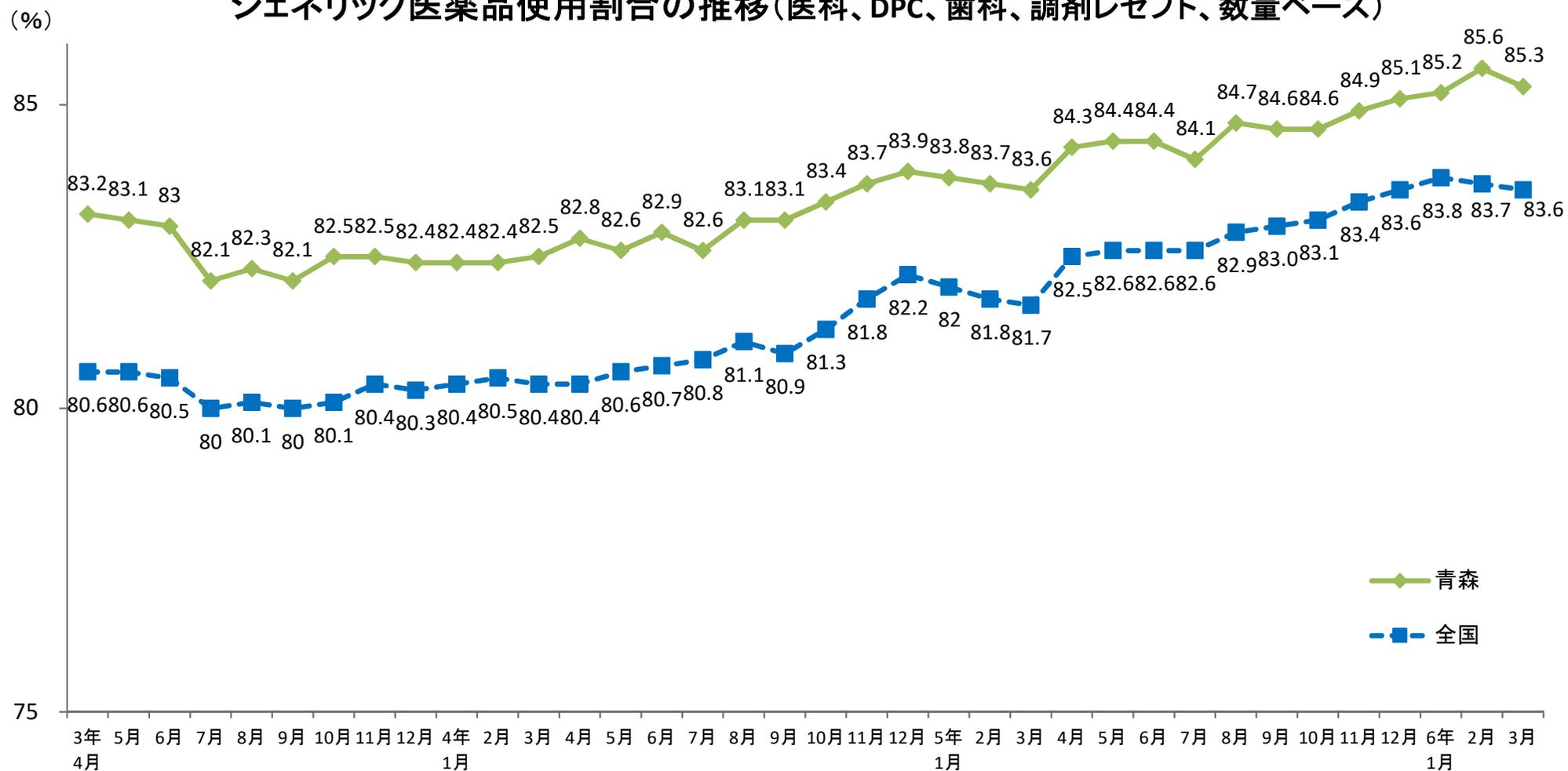
ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
ジェネリック医薬品の使用割合	83.6%以上	85.3%	83.6%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>&lt;課題分析&gt;</p> <p>① 本部より提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、阻害要因を分析の上、施策の検討などを目指す。</p> <p>&lt;医療機関・薬局へのアプローチ&gt;</p> <p>② 青森県薬剤師会等と連携して、公立病院等への広報を行う。</p> <p>③ 青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成の上、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。</p> <p>④ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記課題分析の結果に基づき、効果的なアプローチを行う。</p> <p>&lt;加入者へのアプローチ&gt;</p> <p>⑤ 本部が年度内に実施するジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果を着実なものとするよう、対象者にアンケートを兼ねた切替勧奨を行うほか、広報誌やメールマガジン、新聞広告等あらゆる媒体を活用した周知広報を行う。</p> <p>⑥ ジェネリック医薬品Q&amp;A冊子等の配布、関係団体と連携したセミナー等での説明による、きめ細かな普及啓発を行う。</p> <p>&lt;その他の取組&gt;</p> <p>⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。</p> <p>⑧ 医療機関・薬局へのアプローチをスムーズにするため、必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。</p>	<p>&lt;課題分析&gt;</p> <p>① 分析結果や見える化ツールを活用し医療機関等へのアプローチを実施した。</p> <p>&lt;医療機関・薬局へのアプローチ&gt;</p> <p>② 見える化ツールを活用し、郵送による情報提供を4月に実施した。(院外422件、院内128件、薬局600件)</p> <p>③ 青森県薬剤師会との連携のもと、ジェネリック医薬品希望の意思表示付きお薬手帳カバーを作成し、1月に県内615の調剤薬局へ送付し、加入者への配布を依頼した。</p> <p>④ 弘前市役所と合同でジェネリック医薬品の使用率が低い弘前市内5薬局を訪問し依頼した。(5月)</p> <p>&lt;加入者へのアプローチ&gt;</p> <p>⑤ ・8～9月(第1回)に発送したジェネリック医薬品軽減額通知(発送件数38,988件)のうち、10,272名へアンケートを兼ねた切替勧奨を実施し、541名(回答率5.3%)から回答があった。</p> <p>・8～9月(第1回)、2月(第2回)に実施したジェネリック医薬品軽減額通知において、納入告知書同封チラシ及びメールマガジンによる広報を実施した。</p> <p>⑥ ・新規登録の健康宣言事業所にQ&amp;A冊子を送付した。</p> <p>・9月の初任者社会保険事務講習会で普及啓発を行った。</p> <p>・ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図ることを目的として、健康保険委員等を対象に、青森県薬剤師会と共同で2～3月にWebセミナーを実施した。</p> <p>&lt;その他の取組&gt;</p> <p>⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会は、令和5年2月(書面)以降開催なし。</p> <p>⑧ 青森県薬剤師会に対し、各事業実施時に事前に情報提供した。</p>

# ジェネリック医薬品の使用割合

## ジェネリック医薬品使用割合の推移(医科、DPC、歯科、調剤レセプト、数量ベース)



	4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月
青森	82.8%	82.6%	82.9%	82.6%	82.3%	82.1%	82.5%	82.5%	82.4%	83.8%	83.7%	83.6%	84.3%	84.4%	84.4%	84.1%	84.7%	84.6%	84.6%	84.9%	85.1%	85.2%	85.6%	85.3%
全国	80.4%	80.6%	80.7%	80.8%	80.1%	80%	80.1%	80.4%	80.3%	82%	81.8%	81.7%	82.5%	82.6%	82.6%	82.6%	82.9%	83%	83.1%	83.4%	83.6%	83.8%	83.7%	83.6%
順位	10位	11位	9位	11位	10位	12位	9位	10位	11位	11位	11位	12位	13位	12位	12位	16位	11位	14位	15位	14位	13位	16位	12位	14位

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (4) インセンティブ制度の着実な実施

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>令和4年度の実施結果を迅速に検証するとともに、令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施する。また、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• メールマガジンにて周知を行った。(4月)</li><li>• 納入告知書同封チラシにて周知を行った。(4月)</li><li>• 青森県社会保険協会発行の広報誌「社会保険あおもり」にて周知を行った。(6月)</li><li>• 初任者社会保険事務講習会で説明を行った。(9月)</li></ul>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

### KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	実施	実施

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 医療審議会や医療費適正化計画に係る懇話会へ参画し、現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。</p> <p>② 医療提供体制に係る意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等へ積極的に参画し、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <p>③ 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 健康づくりに関する協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信を行う。</p>	<p>① 11月に青森県医療費適正化計画に係る懇話会に出席し、第4期青森県医療費適正化計画素案に対して、バイオ後続品の使用促進について数値目標の設定および普及に向けた医療現場や受診者等へのアプローチを進めていくべき旨の意見発信を行った。また、12月に青森県保険者協議会調査検討部会に出席し、特定保健指導の更なる拡大に向けたICT活用による当日実施について意見発信を行った。</p> <p>② 12月に青森県医療審議会へ出席し、後期高齢者の人口増加を見据え、高度急性期から在宅医療・介護に至るまで切れ目のない、良質でかつ適切な医療が受けられるよう意見発信を行った。また、地域医療構想調整会議については参画している2地域(津軽、下北)で、いずれも7月にWeb形式での開催。令和7年度の必要数に対し不足が予想される回復期病床について、積極的に医療機関へアプローチするよう意見発信を行った。</p> <p>③ 8月・11月にWeb形式にて開催された青森県循環器病対策推進協議会に出席し、青森県の脳卒中・心血管病対策推進計画の実施状況及び第2期推進計画の策定について議論を行った。</p>

# 4. 戦略的保険者機能関係

## (6) 調査研究の推進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>i) 本部との連携強化による医療費等分析</p> <p>① 医療費適正化等に向けて、本部が作成した支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、医療費等や健診結果の地域差について、青森支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。</p> <p>② 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、青森県、市町村等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析や共同事業を実施する。</p> <p>ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施</p> <p>外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。</p> <p>iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <p>医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表する機会となる本部主催の調査研究フォーラムや本部発行の調査研究報告書、各種学会等へ積極的に応募する。</p>	<p>i) ①青森支部加入者の1人当たり医療費や医療機関への受診率について、GIS(地理情報システム)を活用して市町村別のマップを作成し、市町村や二次医療圏ごとの医療費等を分析し、青森支部医療費等分析として評議会で報告するとともに支部ホームページに掲載した。(7月)</p> <p>②上記の分析データを県内全市町村のほか、県関係部局(3課)、青森県国保連合会に情報提供し、共同事業をうながした。(7~10月)</p> <p>ii) 青森県立保健大学の先生とのアドバイザリー契約に基づき、支部医療費等分析及び青森支部歯科健診の分析結果について相談し、助言を受けた。(6月)</p> <p>iii) 支部調査研究事業「大腸がん検診が医療費に与える影響に関する研究」について、本部主催の調査研究フォーラムにて発表を行った。(6月)</p>

## 5. 組織・運営体制関係

# 5. 組織・運営体制関係

## (1) 人事・組織に関する取組

### i) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>人員の適正配置により、業務の効率化・平準化を徹底する。</p>	<p>全国統一のマニュアル等による業務プロセスの検証や、業務部においては、ユニット制に基づいた事務処理体制(山崩し)により業務の効率化・平準化の徹底を図った。また、企画総務部においても更なる業務の効率化・平準化を目指し、一部業務に山崩しの導入を進めた。</p>

### ii) 人事評価制度の適正な運用

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支部全体とグループ目標を連動させた個人目標を面談により設定した。(4月、7月、10月、1月)</li> <li>• 実績評価結果のフィードバックを実施した。(6月、12月)</li> </ul>

### iii) OJTを中心とした人材育成

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修、定期的なジョブローテーションの実施により、組織基盤の底上げを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4月に契約職員(一般)、5月に正規職員(保健師)、11月に契約職員(保健師)の新規採用があり、必要な研修を計画的に実施した。</li> <li>• eラーニングシステムを活用した必須研修と支部独自研修(選抜職員参加)を実施。              必須研修: 情報セキュリティ研修(8~9月)、ハラスメント防止研修・メンタルヘルス研修(9月)、個人情報保護研修(11月)、コンプライアンス研修(2月)              支部独自研修: 効率的な仕事の進め方研修(1月)、PowerPointの使い方研修(2月)</li> <li>• 保健師・レセプト点検員に対し、支部内研修を実施した。(随時)</li> </ul>

# 5. 組織・運営体制関係

## (2) 内部統制に関する取組

### i) リスク管理

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>① 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種リスクを想定した訓練を実施する。</p> <p>② 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティインシデント対処手順書に基づき、迅速かつ効率的な初動対応を行う。</p> <p>③ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。</p>	<p>①②③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全職員対象のeラーニングシステムを活用した情報セキュリティ研修を実施した。(8~9月)</li> <li>安否確認システムを使用し、安否状況報告の模擬訓練を実施した。(6月、11月)</li> </ul>

### ii) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>業務マニュアル等統一的処理ルール of 順守・徹底により事務処理誤り発生ゼロを目指すほか、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の順守、アクセス権限パスワードの適切な管理に努める等、職員研修およびコンプライアンスマニュアル・自己点検チェックシートを活用して、コンプライアンスの更なる徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員対象のeラーニングシステムを活用した情報セキュリティ研修(8月~9月)、個人情報保護研修(11月)、コンプライアンス研修(2月)を実施した。</li> <li>週に1度、コンプライアンス等の自己点検チェックシートを入力し、各自でコンプライアンス等のチェックを行った。</li> <li>月に1度、コンプライアンスマニュアルの読み合わせ等をグループごとに行い、コンプライアンスの確認を行った。</li> </ul>

# 5. 組織・運営体制関係

## (3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

### KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

指標	令和5年度目標	令和5年度実績	令和4年度末実績
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	0%	0%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
<p>① 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</p> <p>② 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>③ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</p> <p>④ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。</p>	<p>① 一般競争入札において、さらに競争性を高めるため、ホームページにて、調達情報の周知を行い、一者応札案件の減少に努めた。</p> <p>② 入札案件において、昨年度応札業者等への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保等を行うことで多くの業者が参加しやすい環境整備に努めた。 (一般競争入札実施8件、入札参加業者計22者、公告期間計88日)</p> <p>③ 一者応札案件はなかったため、アンケート調査等の実施はなかった。</p> <p>④ 少額随意契約の範囲内においても、複数者からの見積徴取等の方法による見積競争公告を実施した。 (見積競争公告実施11件)</p>